大阪府告示第1422号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し、消毒方法を実施することを命ずる。 令和5年11月30日

大阪府知事 吉村 洋文

1 実施の目的

監視伝染病の発生の予防

- 2 病名、実施の対象となる家畜の種類及び範囲、実施する区域及び実施の方法 別表のとおり
- 3 実施の期日 令和5年12月4日から同月31日まで
- 4 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。

別表

病名	家畜の種類及び範囲	実施する区域	実施の方法
	鶏、あひる、うずら、きじ、ほろ ほろ鳥及び七面鳥(100羽以上所 有する者)又はだちょう(10羽以 上所有する者)	 府内全域	畜舎の存する敷地(畜舎の周辺及び敷地の境 界線の付近の部分に限る。) への消石灰等の 散布